

(後覧)

秘書課長	参事官	庶務主任	課長補佐	係長	係
○	(総務) (文書) /	○	○	○	1/19 ま

文、新年祝賀について、
官内庁から事務連絡が
きました。

・官本棟、次官、高裁法務官、高裁統
務課及び運輸係へ情報提供
します。

・主計官署については係長から連絡済

関 係 各 位

官 内 庁 式 部 職

新年祝賀の儀について

令和3年1月1日の新年祝賀の儀については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参列の範囲を縮小して実施することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、本年の参列範囲は下記のとおりとなりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表

衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び参議院の議員50人（特記した議員を除く。）

最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事

事務連絡
令和2年11月18日

関係各位

宮内庁式部職

新年祝賀の儀について

令和3年1月1日の新年祝賀の儀については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参列の範囲を縮小して実施することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、本年の参列範囲は下記のとおりとなりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表

衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び参議院の議員50人（特記した議員を除く。）

最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事

決裁・供覧

件名	令和3年新年祝賀の儀について（通知）			文書番号 最高裁秘書第3027号	
同 い 文					
起 案 部 署	起案日	令和2年12月2日		受付日	
	大分類 中分類	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶 務第一係		決 裁	決裁処理期限日 決裁日
				施	施行処理期限日 施行日
	起案者	辻 翔		行	施行先
	連絡先				施行者
	名称(小分類)	(庶務第一) 庶務(事務)			取扱上の注意
	秘密区分				
	秘密期間終了日			格 付 け	機密性格付け 2
	指定事由			保 存	取扱制限 行政文書保存期間 5年
					保存 保存期間満了時期 令和8年3月31日
決 裁 ・ 供 覧 欄	秘書課長 参事官 庶務第一係長 庶務第一係 (黒印) (黒印) (黒印) (黒印) 庶務主任 (黒印) 課長補佐(庶務一) あし (黒印)				
備 考 欄	最高裁秘書第3029号と一括供覧。 供覧後、長官及び各裁判官に写しを送付します。				

宮内式発甲第641号

令和2年12月1日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

宮内庁長官 西村泰彦

(公印省略)

令和3年新年祝賀の儀について（通知）

令和3年1月1日、宮中において、新年祝賀の儀を別紙次第のとおり行われますので、お知らせします。



令和3年1月1日

新年祝賀の儀

午前9時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が千草の間及び千鳥の間に参集される。

午前10時、天皇、皇后が正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が順次御前に参進して祝賀の上、退出される。

式部官が正殿松の間外まで誘導する。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

時刻、参列者が休所に参集する。

次に参列者が正殿の各間内の所定の位置に列立する。

式部官が誘導する。

時刻、天皇、皇后が正殿の各間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に代表者が祝詞を述べる。

次に天皇のお言葉がある。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に参列者が退出する。

祝賀の時刻、式場及び参列者の範囲は、次のとおりとする。

(午前11時、正殿梅の間)

内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表

(正殿松の間)

衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び参議院の議員50人(特記した議員を除く。)

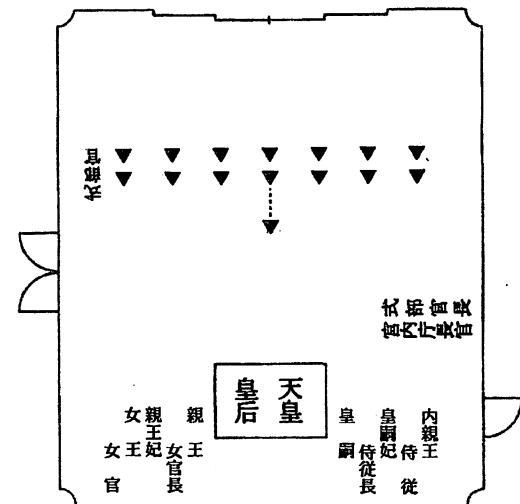
(正殿竹の間)

最高裁判所長官及び最高裁判所判事(長官代行)並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事

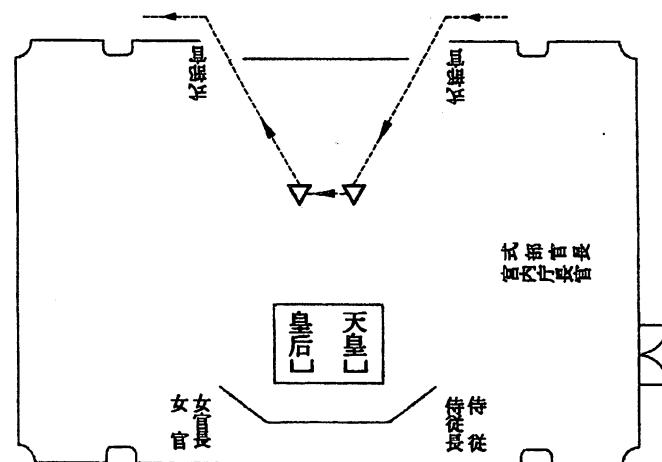
参列者は、各祝賀時刻の15分前に参集する。

午前11時45分、本邦駐在の各国の外交使節団の長が休所に参集する。

正午、天皇、皇后が正殿松の間にお出ましになる。



午前11時 正殿御輦の儀



午前10時 正殿御輦の儀

○
参列者包括、退出の際、服物を返還する。

前行、供奉及び隨從は、退出する際は同様である。

次に天皇、皇后が御退出の際。

式部官が正殿御輦の儀外主役を擔負する。

机置の上、退出する。

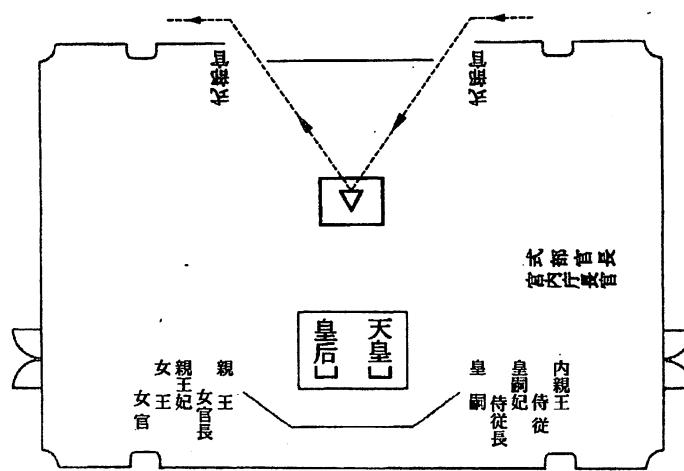
次に本邦駐在の各國の外交使節団の長が順次御前を参進する。

及び女官が隨從する。

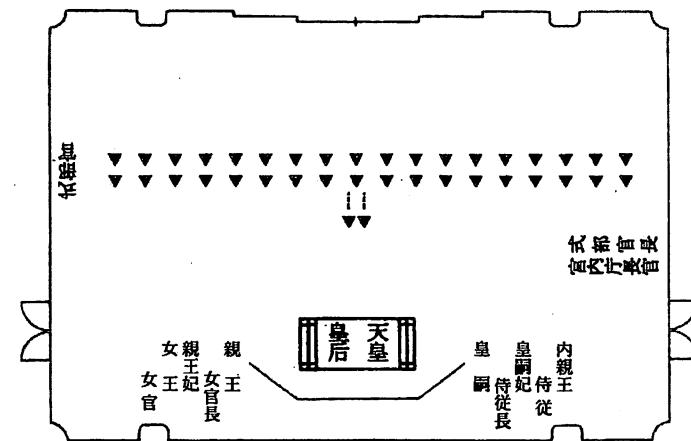
御王妃、内親王及び女王が供奉され、侍從は、侍従、女官は
式部官及び宮内官が随從する。

○
女子： 口以降以下、白襟襷付又は乙丸に相当する制服等
(玉一ノハノ口一ノ丸可)
男子： 黒墨服、襷付羽織袴又は乙丸に相当する制服等

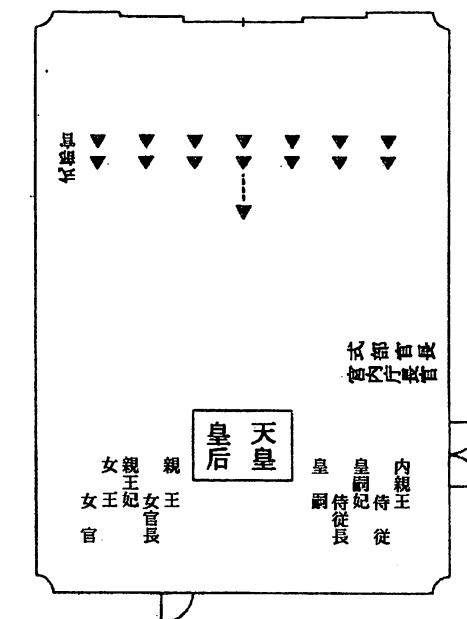
服章着用



正牛 正腰板の圖



牛前11席 正腰板の圖



牛前11席 正腰板の圖

新年祝賀の儀参列の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として以下のことにご留意願います。

- ・ご自身あるいは同居のご家族で以下に該当する方がいらっしゃる場合は、参列を控えてください。
 - ア 発熱や感冒症状（咳、くしゃみ、鼻水）がある方、その他具合の悪い方。
 - イ 新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触が14日以内にあった方。
 - ウ 入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴が14日以内にある方。
- ※ イ、ウについて、陰性であることを十分に確認できる措置が執られている場合には、事前にご相談ください。
- ・マスク（不織布・白）をご持参の上、参入から退出まで、着用をお願いします。
- ・当日、受付にて、サーモグラフィーを設置しております。発熱の見られる場合は、参列ができない場合もありますので、予めご了解ください。
- ・宮殿受付にアルコール消毒剤を配置しておりますので、手指を消毒いただき、参入ください。
- ・参入から退出まで、私語はお控えください。
- ・式場（松の間等）へのご案内まで、休所（豊明殿）にて、配置している椅子にお座りになってお待ちください。

決裁・供覧

件名	令和3年新年祝賀の儀について（通知）			文書番号 最高裁秘書第3029号
伺い文				
起案 部署	起案日	令和2年11月20日	受付日	
	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁処理期限日 決裁日	令和2年12月2日
	起案者	辻 翔	施行処理期限日 施行日	
	連絡先		施行先	宮内庁式部職
	大分類	(庶務第一) 庶務(事務)	施行者	
	中分類	交際	取扱上の注意	
	名称(小分類)	宮内庁関係(令和2年度)		
	秘密区分			
	秘密期間終了日		機密性格付け 取扱制限	2
	指定事由		行政文書保存期間 保存	5年 令和8年3月31日
決裁 供覧 欄	秘書課長 参事官 庶務第一係長 庶務第一係 庶務主任 課長補佐(庶務一)			
備考欄	<ul style="list-style-type: none"> 最高裁秘書第3027号と一括供覧。 供覧後、長官及び各裁判官に写しを送付し希望者を取りまとめの上、宮内庁に回答します。 回答期限：12月11日(金)まで 			

宮内式発第573号
令和2年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮 内 庁 式 部 職
(公 印 省 略)

令和3年新年祝賀の儀について (通知)

天皇皇后両陛下は、令和3年1月1日、宮中において、下記のとおり新年の祝賀をお受けになりますので、お知らせします。

なお、参列を希望する者の名簿（別紙様式）1通を12月11日までに提出願います。

記

祝賀時刻 午前11時00分

『参列者の範囲』

内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表

衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び参議院の議員50人（衆議院議員33人、参議院議員17人（特記した議員を除く。））

最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事



別紙様式

資 格	氏 名	外字	生 年 月 日	配偶者の参・不参

本 人
配偶者

名 名

計

名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生年月日

本 人 名

決裁・供覧

件名	令和3年新年祝賀の儀参列希望者名簿について			文書番号
				最高裁秘書第3037号
伺い文	別添のとおり提出してよろしいか。			
起案 案 分類 名 称 取 扱 区 分	起案日	令和2年12月2日	受付日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁 決裁処理期限日 決裁日	令和2年12月10日
	起案者	辻 翔 [REDACTED]	施行処理期限日	令和2年12月11日
	連絡先		施行日	
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)	施行先	宮内庁式部職儀式第一係
	中分類	交際	施行者	
	名称(小分類)	宮内庁関係(令和2年度)	取扱上の注意	
	秘密区分		機密性格付け	2
	秘密期間終了日		取扱制限	
	指定事由		保存 行政文書保存期間 保存 保存期間満了時期	5年 令和8年3月31日
	秘書課長 [REDACTED]	参事官 [REDACTED]	庶務第一係長 [REDACTED]	庶務第一係 [REDACTED]
決 裁 ・ 供 覧 欄	[REDACTED]			
	庶務主任 [REDACTED]			
	課長補佐(庶務一) [REDACTED]			
備 考 欄	決裁後、宮内庁に送付します。 送付物：名簿1通 提出期限：12月11日(金)			

最高裁秘書第3037号

令和2年12月10日

宮内庁式部職 御中

最高裁判所事務総局秘書課

令和3年新年祝賀の儀について

(12月1日付け宮内式発第573号に対する回答)

標記の儀の参列希望者の名簿を別添のとおり送付します。

別紙様式

資 格	氏 名	外字	生 年 月 日	配偶者の参・不参
最高裁判所長官	大 谷 直 人		昭和27. 6. 23	■■■■■
最高裁判所判事	池 上 政 幸		昭和26. 8. 29	■■■■■
同	小 池 裕		昭和26. 7. 3	
同	木 澤 克 之		昭和26. 8. 27	
同	菅 野 博 之		昭和27. 7. 3	
同	山 口 厚		昭和28. 11. 6	
同	戸 倉 三 郎		昭和29. 8. 11	
同	林 景 一		昭和26. 2. 8	
同	宮 崎 裕 子		昭和26. 7. 9	
同	深 山 卓 也		昭和29. 9. 2	
同	三 浦 守		昭和31. 10. 23	
同	草 野 耕 一		昭和30. 3. 22	
同	宇 賀 克 也		昭和30. 7. 21	
同	林 道 晴		昭和32. 8. 31	
同	岡 村 和 美		昭和32. 12. 23	

本 人
配偶者

15 名 計

■ 名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

決裁・供覽

件名	新年祝賀の儀の自動車標識等の送付について（依頼）			文書番号 最高裁秘書第3212号
伺い文				
起案	起案日	令和2年12月18日		受付日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁 決裁期限日 決裁日
	起案者	辻 駿		施行期限日
	連絡先			施行日
分類 名 称	大分類	(庶務第一)庶務(事務)		施行先
	中分類	交際		施行者
	名称(小分類)	宮内庁関係(令和2年度)		取扱上の注意
	秘密区分			
取扱 区分	秘密期間終了日			機密性格付け 2
	指定事由			取扱制限
				行政文書保存期間 5年
				保存 保存期間満了時期 令和8年3月31日
決 裁 ・ 供 覽 欄	秘書課長	参事官 あと	庶務第一係長	庶務第一係
	庶務主任			
	課長補佐(庶務一)			
備 考 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・参入券(自動車標識と一枚綴り) ・「新年祝賀の儀について」 ・「新年祝賀の儀参列の皆様へ」 を各参列希望者に配布します。			

宮内式発第616号

令和2年12月18日

最高裁判所事務総局秘書課 御 中

宮 内 庁 式 部 職

(公 印 省 略)

新年祝賀の儀の自動車標識等の送付について（依頼）

令和3年新年祝賀の儀の際に使用する自動車標識等を別紙のとおり
送付しますので、よろしくお取り計らい願います。



別紙様式

資 格	氏 名	外字	生 年 月 日	配偶者の参・不参
最高裁判所長官	大 谷 直 人		昭和27. 6. 23	
最高裁判所判事	池 上 政 幸		昭和26. 8. 29	
同	小 池 裕		昭和26. 7. 3	
同	木 澤 克 之		昭和26. 8. 27	
同	菅 野 博 之		昭和27. 7. 3	
同	山 口 厚		昭和28. 11. 6	
同	戸 倉 三 郎		昭和29. 8. 11	
同	林 景 一		昭和26. 2. 8	
同	宮 崎 裕 子		昭和26. 7. 9	
同	深 山 卓 也		昭和29. 9. 2	
同	三 浦 守		昭和31. 10. 23	
同	草 野 耕 一		昭和30. 3. 22	
同	宇 賀 克 也		昭和30. 7. 21	
同	林 道 晴		昭和32. 8. 31	
同	岡 村 和 美		昭和32. 12. 23	

本 人 15 名 計 █ 名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

超過勤務等命令簿

部局課	経理局用度課	年月日	令和3年1月1日 金曜												各庁の長印	勤務時間管理員印					
氏名	勤務の内容	命令時間	実績時間												超勤代休時間			休日勤務	夜間勤務	宿直勤務	
			超過勤務			+60h前			+25			+15			+100			+25			休日勤務
			時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	
山崎 哲志	自動車運行業務	8時30分から 12時35分まで	0.20																		3.45
萩原 義浩	自動車運行業務	9時20分から 12時05分まで																			2.43
笹本 武志	自動車運行業務	8時10分から 12時40分まで	0.45																		3.45
加藤 伸治	自動車運行業務	8時00分から 12時45分まで	1.00																		3.45
須藤 武信	自動車運行業務	9時00分から 12時00分まで																			3.00
白石 敏和	自動車運行業務	7時00分から 11時45分まで	1.30																		3.15
佐藤 哲康	自動車運行業務	7時45分から 13時25分まで	1.30																		4.10
菖蒲 三千夫	自動車運行業務	9時15分から 12時25分まで	0.10																		3.00
金房 秀紀	自動車運行業務	8時55分から 12時30分まで	0.15																		3.20
納見 裕	自動車運行業務	9時00分から 12時20分まで	0.05																		3.15
三浦 五郎	自動車運行業務	8時00分から 12時45分まで	1.00																		3.45
大草 守	自動車運行業務	8時25分から 12時20分まで	0.10																		3.45
渡部 賢二	自動車運行業務	9時00分から 12時30分まで	0.15																		3.15
金子 亮太郎	自動車運行業務	8時25分から 12時55分まで	0.45																		3.45
田中 伊佐夫	自動車運行業務	8時15分から 13時00分まで	1.00																		3.45
木田 浩幸	自動車運行業務	8時00分から 13時00分まで	1.15																		3.45

備考